

經濟論叢

第131卷 第3号

- 取引様式の選択と交渉力……………浅沼万里 1
- ナチ・レジーム初期の雇用創出政策（下）……後藤俊明 27
- マクロ計量モデルにおける供給曲線の内生性…大西広 46
- 戦後アメリカ軍需調達制度と政府部門の再編…新岡智 68
- 「均衡財政下の国債発行」再考……………石川常雄 91

経済学会記事

昭和58年3月

京都大学経済學會

ナチ・レジーム初期の雇用創出政策（下）

——ラインハルト計画を中心に——

後 藤 俊 明

目 次

- I ラインハルト計画の基本的性格
 - 1 第1次ラインハルト計画
 - 2 第2次ラインハルト計画
- II ラインハルト計画と内政的諸条件
 - 1 労働市場の動向と地方財政（以上第130巻5・6号）
 - 2 労働者層の政治的統合（以下本号）
 - 3 中間層問題への対応
 - 4 大工業との利害調整
- III 結 び

2 労働者層の政治的統合

第2に、労働者層に対する内政的配慮という問題を指摘することができる。1933年5月2日、ナチスは SA・SS を動員して自由労働組合系の事務所を急襲・占拠し、これを解散に追い込むことに成功した。つづいて自由労働組合以外の労働組合も解散させられたあと、5月10日「ドイツ労働戦線」(Die Deutsche Arbeitsfront=DAF) が新しい労働者組織として結成された⁴⁶⁾。これによってドイツ労働者運動の組織的基盤が解体されたわけであるが、しかし、この時点でナチ党指導部は将来の労働者組織の任務について明確な指針を示すことができず、「混乱と曖昧さ」がなお支配的であった⁴⁷⁾。DAF の指導者ライ Robert Ley は DAF 結成時を回想して次のように述べている。「当時私は全くの素人としてそこへ赴き、何故に自分がこの任務〔DAF の指導—引用者〕を任され

46) H.-G. Schumann, *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsbewegung*, Hannover / Frankfurt a. M. 1958, S. 68 f.

47) T. W. Mason, *Sozialpolitik im Dritten Reich*, Opladen 1977, S. 100.

るのか自分自身非常に驚いた。当時われわれは完成された綱領をもち、それを取り出しそれに依拠して労働戦線を構築したわけではない。私は総統から労働組合を引き継ぐ任務を受け取ったが、そのことがその後どのように推移していくかを私はしばらく注視していなければならなかった」と⁴⁸⁾。その意味で、DAFの結成は労働組合問題の最終的解決であったというより、むしろ不明確な方針に基く「暫定的解決」でしかなかったといえよう⁴⁹⁾。その理由は、ひとつには、ナチ経営細胞組織 (Nationalsozialistische Betriebszellen-Organisation = NSBO) が1933年春以降その活動を活発化させ、労働組合的性格を強めて「ナチ統一労働組合」の結成を展望し始めるという状況にあったからであり、また他方で、3月の経営評議会選挙で明確に示されたように⁵⁰⁾、組織労働者の大半が依然として潜在的な反ナチ勢力を形成していたためである。こうした状況のなかで労働組合組織をその最後の残滓に至るまで即時に廃棄すれば、NSBOの内部的動揺と労働者層の強い抵抗を招く恐れがあり、それにとまなう政治的リスクは測り知れないものであった。5月2日の行動のあとナチスが労働者層に向けて、DAF結成は決して労働組合の解体ではなくその継承を意味し、マルクス主義によって「誘惑された者」ではなく「誘惑した者」の排除が問題であり、さらに、それは労働者層が長い間要求していた「統一労働組合」の実現にほかならないと強調して、DAFと従来の労働組合との組織上の連続性とDAFの労働組合的性格をアピールしなければならなかったのは、そうした政治的リスクを回避するための戦術的配慮に基くものであった⁵¹⁾。

このように、ナチ党指導部は従来の労働組合の解体に成功したものの、労働者問題への対応の準備の遅れと労働者層に対する警戒から、労使関係の新秩序の形成および労働者層のナチ・レジームへの政治的統合という課題はいぜんと

48) Rede Leys auf der 5. Jahrtagung der DAF im September 1937, zit. nach: T. W. Mason, *op. cit.*, S. 99.

49) H.G. Schumann, *op. cit.*, S. 79; T. W. Mason, *op. cit.*, S. 100.

50) この選挙においてナチスは平均25%しか獲得できなかったという。Vgl. M. Broszat, *Der Staat Hitlers*, München 1969, S. 181.

51) H.G. Schumann, *op. cit.*, S. 78-9.

して未解決のまま残されたのである。こうしたなかで、NSBOはDAFを「ナチ国家労働組合」の実現と受け止めて、5月以降労使関係への干渉を中心とする活動をますます活発化させていった。一部では、組合組織を奪われた労働者がNSBOの労働組合的傾向を内部から強める目的をもってNSBOに潜入して煽動を行ったといわれ、このことがNSBOの急進化をいっそう押し進めた⁵²⁾。さらに、5月16日には党のイニシアティブによって、地区レベルの賃銀関係を整序し労働法の諸規定の実施を監視する任務をもつ「経済・労働の地区指導者」(Bezirksleiter der Wirtschaft und Arbeit)の任命に関する党指令が出され、DAF・NSBOが経済活動に介入するチャンスが拡大されるに至った⁵³⁾。こうした展開は、ナチ党指導部にとって、DAF・NSBOが労働者層の「不満の貯水槽」へ発展し、ひいては労働者層の利害を媒介する強力な社会的権力集団として立ち現われる危険性を含むものであった⁵⁴⁾。ここから、初期ナチ・レジームにおける労働者問題をめぐる新しい局面が開始されたのである。そのさい、ナチ党指導部は労働者層の政治的統合のために二重戦略を展開した。ひとつは、DAF・NSBOの「非労働組合化」(Entgewerkschaftlichung)⁵⁵⁾を目的とする権力闘争における反撃である。これは、1933年5月19日の「労働管理官」(Treuhandler der Arbeit)の設置を起点し、DAFの任務に関する四者協定(ライ・ケプラー・シュミット・ゼルター11月27日)を経て、1934年1月20日の「国民的労働秩序法」(Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit)の制定を一応の終点とする一連の「上からの階級闘争」の過程である⁵⁶⁾。第2の手段は、「パン」による労働者層の不満の緩和、すなわち失業解消のための

52) T. W. Mason, *op. cit.*, S. 108.

53) *Ibid.*, S. 107.

54) H.-G. Schumann, *op. cit.*, S. 87.

55) M. Broszat, *op. cit.*, S. 190.

56) 詳しくは、H.-G. Schumann, *op. cit.*, S. 87 f; T. W. Mason, *op. cit.*, S. 99 f; 栗原優「ナチス経済社会体制の成立」神戸大『紀要』5号(1975年)、143-159ページ; 原田一美「ナチス労働組合」の行方—ヒトラーの政権掌握からDAFの組織改造に至るまで—『西洋史学』115号(1979年)、23-39ページ; 井上茂子「ナチ党の労働者政策—闘争期から第三帝国初期にかけて—」『現代史研究』30号(1980年)、1-22ページを参照。

雇用創出政策の展開にほかならない。ヒトラーは、5月1日メーデー祭のためにベルリン・テムペルホフに集まった労働者大衆を前にして、1933年中に道路建設を中心とする公共事業の巨大プロジェクトに着手する予定であると述べて、新政府が失業克服のために積極的な景気政策を打ち出す用意があることをアピールした⁵⁷⁾。それは、労働時間の短縮と解雇の危険にさらされている労働者を日々の困窮と不安から解放することを約束するものであり、「すべての身分の創造的な労働者の榮譽」を尊重する「民族共同体的労働者国家」の任務であるとされた。こうしたヒトラーのプロパガンダは1ヵ月後に発表された第1次ラインハルト計画によって具体的に実現されたが、注目すべきことは、ラインハルト計画がドイツ労働組合総同盟 (Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund=ADGB) の公共事業プログラムと基本的内容において類似していることである。ADGB は、すでにヴァイマル共和制末期より恐慌克服のための最も重要な経済政策のひとつとして公共事業の大規模な実施を要求していた。ADGB の公共事業プログラムはいわゆる「WTB 計画」を基礎にして作成され、1932年4月13日 ADGB の「緊急会議」(Krisenkonferenz) において正式のプログラムとして承認された⁵⁸⁾。その内容は、道路建設・補修、住宅建設・修繕、農地改良、植民、治水工事を中心とする総額20億RMの公共事業を実施するというものであった⁵⁹⁾。この公共事業プログラムとラインハルト計画との事業カタログの選択における類似性のゆえに、ナチ政府はラインハルト計画が ADGB

57) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender 1933*, S. 116.

58) M. Schneider, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm des ADGB*, Bonn-Bad Godesberg 1975, bes. S. 45-102. さらに、以下の文献を参照。M. Schneider, *Konjunkturpolitische Vorstellungen der Gewerkschaften in den letzten Jahren der Weimarer Republik*, in: H. Mommsen u. a. (Hg.), *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1974, S. 226-237; ders., *Arbeitsbeschaffung. Die Vorstellungen von Freien Gewerkschaften und SPD zur Bekämpfung der Wirtschaftskrise*, in: W. Luthardt (Hg.), *Sozialdemokratische Arbeiterbewegung und Weimarer Republik*, Frankfurt a. M. 1978, S. 220-280; W. Zollitsch, *Einzelgewerkschaften und Arbeitsbeschaffung: Zum Handlungsspielraum der Arbeiterbewegung in der Spätphase der Weimarer Republik*, in: *GG 8/1* (1982), S. 86-115; 大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店 1982年、40-53ページ。

59) M. Schneider, *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm des ADGB*, S. 94.

のプログラムの実現であるとして、ナチ雇用創出政策の親労働者的性格を労働者大衆にアピールすることができたのである。その意味で、ラインハルト計画は、労働組合組織の解体にともなって生ずる恐れがあった労働者層のナチ・レジームに対する抵抗の矛先をそらせる機能をもつものであったといえよう。

さらに、民生重視のラインハルト計画には労働者政策との関連でいまひとつ別の役割が課せられていた。すなわち、ラインハルト計画に盛り込まれた都市近郊小規模植民、郊外個人住宅建設、農村植民、農地改良および道路建設等の公共事業の実施は、工業地域・大都市の過密解消に役立つものであった。これら人口過密地域は、困窮状態にある工場労働者や失業者らが集中する結果「政治的不穩の病巣」を形成していたため、農村部あるいは都市近郊において公共事業を実施することによって失業の分散を図り、労働者層の不満の集中と組織化を防止することができると期待されたのである⁶⁰⁾。それは、また同時、労働者の「脱プロレタリア化」というナチ・イデオロギーの実践に一定の物質的保証を与えるものでもあった。

3 中間層問題への対応

第3に、雇用創出政策をめぐる営業中間層の経済的利害と彼らの政治行動の活発化という要因を指摘しなければならない。手工業中間層は、すでにヴァイマル共和制末期以来、雇用創出政策のカタログのなかでとくに家屋建設関連事業に強い利害関心をもっていた。そのなかでもとりわけ手工業に最も迅速かつ直接的に経済的回復効果をもたらすものとして要求されたのは、家屋修繕・改築工事であった。当時有力な手工業者団体であった北西ドイツ手工業者同盟(Nordwestdeutscher Handwerkerbund)が1932年7月に作成した独自の雇用創出プログラムにおいて家屋修繕・改築工事が最も重要な政策要求のひとつに数えられていただけでなく⁶¹⁾、1932年後半期の各地の手工業会議所の経済政策

60) M. Wolffsohn, *Industrie und Handwerk im Konflikt mit staatlicher Wirtschaftspolitik?* Berlin 1977, S. 130.

61) "Schafft Arbeit! Ein Arbeitsbeschaffungsprogramm des Nordwestdeutschen Handwerkerbundes", in: *Nordwestdeutsche Handwerkszeitung* v. 15. 7. 1932, S. 219.

に関する要求決議においても第1位の優先順位が与えられている⁶²⁾。こうした展開を前にしてヴァイマル共和制末期の政府は、中間層問題への内政的配慮から、家屋修繕・改築に対する助成政策を展開した。パーベン内閣は、まず1932年6月大規模な修繕・改築工事への融資に対して1億 RM のライヒ政府保証を与え、7月には利子補給金 500万 RM、さらに第2次パーベン計画（1932年9月）においてライヒ助成金 5,000万 RM の交付を約束した⁶³⁾。シュライヒャー内閣もまた、1933年1月24日ライヒ助成金 5,000万 RM を追加交付するとともに、零細手工業者も助成金を受領できるように交付条件を緩和した⁶⁴⁾。しかし、これら一連の助成策は、経済的困窮に苦しむ大半の手工業者によってあまりに不十分であると受け止められた。各地の手工業会議所の決議によれば、手工業救済のためにはさらに最低2億 RM の増額が必要であった。そのための財源の調達方法として、家屋利子税（Hauszinssteuer）を家屋修繕・改築のための特定財源とするよう要求した⁶⁵⁾。

こうした手工業の要求を前にして、ナチ政府は権力掌握以後約半年間ほとんどみるべき政策を打ち出すことができなかった。1933年2月20日総選挙対策の一環として家屋修繕・改築工事への融資に対してライヒ政府保証1億 RM が与えられたもの⁶⁶⁾、ライヒ助成金・利子補給金から成る直接的助成政策は実現

62) 以下の手工業会議所、手工業会議所会議および手工業者同盟の決議を参照。Niedersächsischer Handwerks- und Gewerbeammertag am 17/18. 10. 1932 (in: *Deutsche Allgemeine Handwerkszeitung* (=DAHZ) v. 21. 10. 1932, S. 333); Bayerischer Handwerksammertag am 18. 11. 1932 (in: *Das deutsche Handwerksblatt* (=DHBl) v. 1. 1. 1933, S. 11); Süddeutscher Handwerksammertag am 19. 11. 1932 (in: *ibid.*, S. 11); Mitteldeutscher Handwerksammertag am 29. 11. 1932 (in: *ibid.*, S. 12); Handwerkskammer Heilbron am 6. 12. 1932 (in: *DHBl* v. 1. 2. 1933, S. 53); Handwerkskammer Konstanz am 12. 12. 1932 (in: *ibid.*, S. 54); Handwerkskammer Halle am 8. 12. 1932 (in: *ibid.*, S. 54); Kreishandwerkerbund Hannover-Linden am Anfang Januar 1933 (in: *DAHZ* v. 13. 1. 1933); Handwerkskammer Harburg am 27. 2. 1933 (in: *DHBl* v. 1. 4. 1933, S. 127).

63) “Bestimmungen über die Gewährung von Zinszuschüssen des Reiches für die Instandsetzungen” vom RAM vom 20. 7. 1932, in: *DHBl* v. 1. 9. 1932, S. 325; Rundschreiben des RAM vom 17. 9. 1932, in: BA, R2/2353.

64) Erlaß des RAM vom 24. 1. 1933, in: *RABl*, I 1933, S. 33 f.

65) 注62)の諸決議参照。

66) Verordnung über die Übernahme von Reichsbürgschaften für Instandsetzung u. a. vom 22. 2. 1933, in: *RGBl*, I 1933, S. 79.

されないままであった。また、家屋修繕・改築以外の家屋建設関連事業については、個人住宅建設への融資500万RMおよび都市近郊小規模植民への融資400万RMが約束されるにとどまった⁶⁷⁾。こうした経済政策の領域における中間層保護政策の遅々とした展開に対して次第に手工業内部から苛立ちと不満の声が上がり始め、ある手工業会議所はそれを次のように表現している。「手工業は、経済回復に道を拓くためには長期にわたる困難な作業が必要であることを十分に理解している。しかし、それにもかかわらず、絶望の淵に沈みその生存をめぐって闘っている手工業に再び勇気とヨリ良き将来への信頼を与える政策に今すぐ着手することは可能である。……今度こそ手工業の期待が幻滅に終らないことを希望する」と⁶⁸⁾。また、ドイツ手工業・営業会議所の『手工業の経済状態に関する報告書(1933年1月—3月期)』は、「いまや政権に到達したサークルが政治情勢を新たに整序したあと中間層の保護に必要な諸政策を実行するであろうという期待は、今日までいかなる大きな有益な成果をももたらさなかった」と指摘している⁶⁹⁾。そのため、ドイツ手工業全国連盟(Reichsverband des deutschen Handwerks)の代表者は1933年5月初め、「手工業は何を措いてもまず仕事、仕事、さらに仕事を必要としている。そのためのあらゆる可能性を汲み尽し、あらゆる所で手工業に必要な配慮を加えこれを実現すること」が緊急に必要であると述べて、手工業の経済的利害に応じた雇用創出政策を速やかに実施するようライヒ政府に訴えなければならなかった⁷⁰⁾。

経済政策の分野において中間層保護政策が期待されたテムポで実行されない状況と平行して、1933年3月以降ナチ中間層組織の活動が急速に活発化した。

- 67) "Förderung des Eigenheimbaus aus Mitteln der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung" vom 10. 3. 1933, in: *RABI*, I 1933, S. 92-3; Richtlinie für die vorstädtische Kleinsiedlung und die Bereitstellung von Kleingärten für Erwerbslose vom 20. 2. 1933, in: *RABI*, I 1933, S. 57 f.
- 68) Vollversammlung der Handwerkskammer Altona, in: *DAHZ* v. 3. 3. 1933, S. 72.
- 69) *Bericht über die wirtschaftliche Lage des Handwerks für die Zeit vom 1. Januar bis 31. März 1933*, erstattet von der Geschäftsstelle des Deutschen Handwerks- und Gewerkekammertages, in: *DHBl* v. 15. 4. 1933, S. 148.
- 70) Bretzler, *Wirtschaftspolitik der nationalen Regierung und Handwerkswirtschaft*, in: *DHBl* v. 1. 5. 1933, S. 161.

その中心的担い手は営業中間層闘争同盟 (Kampfbund für den gewerblichen Mittelstand) であった。これは、フォン・レントルン Theodor Adrian von Renteln を議長に、ツェレニィ Karl Zeleny, ヒーラント Paul Hilland, フンケ Heinrich Hunke らのナチ党中間層翼を結集して1932年12月15日に結成された⁷¹⁾。ナチスの権力掌握以後、営業中間層闘争同盟の最初の重要な目標は、新政府部内に有力な中間層利益代表者を送り込むことにあった。そこで、フォン・レントルンはただちに『商業・手工業・営業のための国務次官設置に関する覚書』を作成し、これをヒトラーに提出した⁷²⁾。これを受けてヒトラー内閣は、3月5日の総選挙へ向けてのプロパガンダ効果を考慮に入れて、2月21日の閣議において営業中間層担当全権委員 (Reichskommissar für den gewerblichen Mittelstand) の任命を決定した⁷³⁾。しかし、その人選にあたってヒトラーは連立政権のパートナーである国家人民党の利害を配慮する必要があったため、経済相兼農相フーゲンベルクの意向を受け入れて国家人民党員ヴィーンベック Erich Wienbeck の就任に同意した⁷⁴⁾。これに対して、ナチ党中間層翼は全権委員に当然ナチ党員が任命されるものと予想していたため、ヴィーンベック就任は彼らにとって明らかに不意打ちを意味した。そのため、営業中間層闘争同盟は手工業団体を動員してヴィーンベック就任決定の撤回を求める運動を展開したが、最終的にはヒトラーとフーゲンベルクに押し切られる結果に終わった⁷⁵⁾。こうした中央政府の最高意思決定過程への参加をめぐる権力闘争において最初の敗北を喫したナチ党中間層翼は、その後闘争の矛先を既存の経済組織に転じ、その闘争目標をこれらの組織を営業中間層闘争同盟の支配下に置くことによって権力政治における主導権を奪還することに定めた。こうして、1933年3月か

71) Rundschreiben des Kampfbundes des gewerblichen Mittelstandes vom 24. 1. 1933, in: BA, NS22/839, Bl. 485 f.

72) T. A. v. Renteln, *Denkschrift zur Schaffung eines Staatssekretariats für Handel, Handwerk und Gewerbe*, o. D. (vor 5. 3. 1933), in: BA, R43II/277, Bl. 22 f.

73) Niederschrift der Ministerbesprechung am 21. 2. 1933, in: R43II/277, Bl. 17.

74) Ibid. ヴィーンベックはそれまでハノーヴァー手工業会議所第一法律顧問の職にあった。

75) Vgl. Akten in BA, R43II/277, Bl. 29 f.

ら4月にかけて、営業中間層闘争同盟とSAを主力とする行動部隊によって「自由主義的・資本主義的勢力の一掃」をスローガンにして産業界の「画一化」(Gleichschaltung)が開始されたのである。手元の史料によって確認できるところによれば、手工業において少なくとも20以上の手工業会議所の議長が「自発的に」あるいは闘争同盟の命令に基いてその職を退き、それに代ってナチ党員の特別全権委員が実権を掌握した⁷⁶⁾。また、手工業の下部組織であるイヌング委員会やイヌングにおいても「画一化」が広汎に実行されたようである⁷⁷⁾。こうした下部組織の「画一化」に成功を取めたあと、営業中間層闘争同盟は全国レベルにおける中間層組織の再編成に着手した。すなわち、業種別全国団体(Reichsfachverbände)を「画一化」したあと、5月3日フォン・レンテルンとツェレニの主導のもとに「ドイツ手工業全国身分団」(Reichsstand des deutschen Handwerks)が結成された⁷⁸⁾。その任務は、「全般的な職業身分制的経済秩序の枠組におけるドイツ手工業の新しい身分制的組織」を構築することにあるとされ⁷⁹⁾、ここに営業中間層闘争同盟の全国レベルにおける組織的拠点が形成されたのである。

こうした中間層内部の「画一化」とならんで、ナチ党中間層翼の進撃は工業に対する闘争においても活発な展開を示した。一方で、「画一化」の波によって地方レベルにおいて各地の商工会議所から個々の経営にいたるまで営業中間層闘争同盟やSAによる不法な占拠や干渉が頻繁に行われ、他方で、ナチ党全国指導部経済政策局長ヴァーゲナー Otto Wilhelm Wagener を中心とするサ

76) Vgl. *DHBI*, 37. Jg. (1933), S. 159, 180, 199.

77) *Tätigkeitsbericht des Deutschen Handwerks- und Gewerbetreibertages (=DHKT) und des Reichsverbandes des deutschen Handwerks (=RVDH) für die Zeit vom 1. Januar bis 30. April 1933*, S. 4; V. Chesi, *Struktur und Funktion der Handwerksorganisation in Deutschland seit 1933*, Berlin 1966, S. 31 f. また、ヒェラントによる小売業の「画一化」については、H. Uhlig, *Die Warenhäuser im Dritten Reich*, Köln/Opladen 1956, S. 72 f. を参照。

78) V. Chesi, *op. cit.*, S. 35f. また、小売業においても5月4日「ドイツ商業全国身分団」(Reichsstand des deutschen Handels)が結成された。Vgl. M. Broszat, *op. cit.*, S. 211.

79) *Tätigkeitsbericht der DHKT und RVDH für die Zeit vom 1. Mai bis 31. Oktober 1933*, S. 5.

ークルが職業身分制的経済社会秩序の建設を標榜して全国工業団体の「画一化」を画策していた。ヴェーゲナーは1933年4月15日「ドイツ工業全国連盟および非農業部門担当全権委員」に就任し、経済政策に一定の影響を与えうる地位を獲得した。そして、5月初め手工業および小売業の組織的再編に成功したその勢いで全国レベルの工業団体に対する攻勢を強め、ついに5月12日フーゲンベルクの強い反対を押し切ってドイツ商工会議(Deutscher Industrie- und Handelstag)の議長・事務局長に営業中間層闘争同盟のフォン・レントルンとヒェラントを送り込むことに成功した。こうした攻勢の結果、いまや営業中間層の重要な闘争目標である「経済の身分制的改造のための人事上の重要な前提条件」⁸⁰⁾が整ったのである。1933年5—6月に営業中間層は権力政治の領域において有力な社会的権力集団として立ち現われ、ナチ・レジーム全時期にわたって政策決定過程に自律的に影響を及ぼしうる最大のチャンスを獲得したのである⁸¹⁾。

以上でみたように、一方で経済政策における中間層保護政策の展開が遅滞している状況に対して手工業者の苛立ちと不満が次第に昂進し始め、他方で権力政治の領域において営業中間層闘争同盟を中核とするナチ党中間層翼が進撃を開始するという事態に直面して、内政におけるナチ党指導部の政策選択の余地

80) H. A. Winkler, Der entbehrliche Stand. Zur Mittelstandspolitik im "Dritten Reich", in: *Archiv für Sozialgeschichte* 17 (1977), S. 4 (auch ders., *Liberalismus und Antiliberalismus*, Göttingen 1979, S. 112).

81) 営業中間層の利益政治の展開とその限界については、別稿において立ち入って考案する予定であるが、基本的文献として以下のものを参照されたい。B. Keller, *Das Handwerk im faschistischen Deutschland*, Köln 1979; C.-D. Krohn / D. Stegmann, *Kleingewerbe und Nationalsozialismus in einer agrarisch-mittelständischen Region. Das Beispiel Lüneburg 1930-1939*, in: *Archiv für Sozialgeschichte* 17 (1977), S. 41-98; M. Ohlsen, *Die Austragung des Gegensatzes zwischen Monopolkapital und kleinen und mittleren Unternehmern zu Beginn der faschistischen Herrschaft in Deutschland 1933-1934*, Diss. Jena 1971; R. H. Rämisch, *Die berufsständische Verfassung in Theorie und Praxis des Nationalsozialismus*, Diss. Berlin (W) 1957; A. v. Saldern, *Mittelstand im "Dritten Reich"*, Frankfurt a. M. / New York 1979; F. Schüller, *Das Handwerk im Dritten Reich*, Bad Wörishofen 1951; A. Schweitzer, *Die Nazifizierung des Mittelstandes*, Stuttgart 1970; H. Uhlig, *op. cit.*; H. A. Winkler, *op. cit.*

は著しく狭められざるをえなかった。ナチ党指導部は中間層問題に対するそれまでの不明確な態度をもってしてはもはや中間層の攻勢に十分に対応しきれないことを認識しなければならなかった。こうした状況に規定されて1933年春以降一連のナチ中間層政策が打ち出されてくるのである。「小売業保護法」（5月12日）、「景品制度に関する法律」（5月12日）、「強制執行の継続的措置に関する法律」（5月24日）、「百貨店内の自営手工業経営廃止に関する法令」（7月11日）、「1933年度百貨店税・支店税調整法」（7月15日）などの一連の立法措置がそれである⁸²⁾。本稿で問題としているラインハルト計画もまさしく以上の関連のなかで打ち出されてくる中間層政策の一環として位置づけることができる。すでにみたように、ラインハルト計画の事業カタログには手工業がヴァイマル末期以来その経済的救済策として第1位の優先権を与えて要求していた家屋関連事業が重点的に盛り込まれていた。また、手工業が最大の受益者となった家屋修繕・改築工事をラインハルト計画に盛り込むさいにヒトラーのイニシアティブが強く働いたことを確認することができる。パーペン計画および緊急計画ではそれらの事業がほとんど重視されていなかったため、ナチスはラインハルト計画をそれに先行するプログラムから明確に区別される親中間層的政策であるとアピールすることができたのである。それとならんで、ラインハルト計画の施行令において、大企業が公共事業を一括受注することが原則として禁止され、公共事業は中小経営に優先的に発注されるべきであると明記された⁸³⁾。また、7月15日の労働省令によれば、家屋修繕・改築に対するライヒ助成金は1933年7月7日現在手工業会議所の「手工業名簿」に登録されている手工業者が修繕・改築工事を施行した場合にのみ請求することができた⁸⁴⁾。この規則は、市場において手工業の強力な競争者として現われたいわゆる「もぐり営業」(Schwarzarbeit) を雇用創出政策の受益体系から排除することを目的とするものであった。手工業はもぐり営業の拡がりを「手工業をカオスと破滅へ導き」

82) 個々の政策内容については、*RGBl, I 1933* の該当箇所参照。

83) *AB-DVO vom 28. 6. 1933, in: RGBl, I 1933, S. 425.*

84) *Erlaß des RAM vom 15 7. 1933, in: RABl, I 1933, S. 172.*

「中間層を弱体化させ、したがって国家を弱体化させ」「国家の最後の支柱の崩壊」をもたらすものとしてその法的規制を強く要求していたため⁸⁵⁾、以上の施行規則は手工業によって満足の意をもって迎えられた。さらに、前節で考察されたように、公共的土木事業および結婚奨励貸付金制度において「必需品購入証」が交付され購買力の拡大に大きな役割を果たしたが、この制度の最大の直接的受益者は手工業および中間層の小売業であったといえる。以上のことから、ラインハルト計画を雇用創出政策における「中間層プログラム」(Mittelstands-Arbeitsbeschaffungsprogramm)と捉えるシュヴェイツァー Arthur Schweitzer のテーゼは正鵠を射ているといえよう⁸⁶⁾。まさしく1933年春以降ナチ党指導部が内政的対応を迫られた営業中間層問題は再軍備政策の遂行にとって制約的要因として機能し、軍備拡張を雇用創出政策の枠内で実現するための政策選択の余地を著しく狭めたのである。「中間層プログラム」はこうした内政的展開の所産であった。こうした視角からラインハルト計画の社会的機能を捉えるならば、それは、手工業中間層の求める経済政策上の諸要求の部分的実現を約束することによって、彼らの政治化した急進的エネルギーを既存の経済・社会秩序の職業身分制の変革という政治的目標設定からそらし、それを物質的果実の享受の方向へ嚮導するものであったといえよう。

4 大工業との利害調整

大工業にとって雇用創出政策をめぐる「優先問題」が決定的に重要であったことは言うまでもないが、しかし、ラインハルト計画の作成が具体的に開始された段階では、むしろ不況対策を実施するために必要な前提諸条件の整備がヨリ緊急な問題であった。ここで前提諸条件の整備によって意味されることは、ナチ党組織による工業団体の「画一化」および経済活動への介入を食い止めることであった。1933年3月ジーメンス Carl F. Siemens は、「先の事業年度の最後の数カ月間に受注高だけでなく照会高においてもわずかばかりの改善が現

85) Keil, Schwarzarbeit, in: *DHBI* v. 15. 2. 1933, S. 65 f.

86) A. Schweitzer, *op. cit.*, S. 69 (auch ders., *Big Business in the Third Reich*, Bloomington 1964, pp. 160-1).

われた。しかし、その後開始された政治的不穏が、現われつつあった改善を台無しにしてしまった」と述べて、「内政の不安定性が経済回復の阻害要因であることを指摘した⁸⁷⁾。こうした見解は工業界全体において支配的であり、5月末に開かれたヒトラーと工業界の代表者との会談におけるクルップ Gustav Krupp von Bohlen und Haldach の次の発言はそれを集約している。「一般に無条件に必要である経済回復のための基礎は、明確で首尾一貫した政治に対する広汎な産業界の信頼感である。……こうした基礎が生み出されかつ維持されるならば、われわれすべてが願うもの、すなわち経済発展への信頼が自然な形で現われるであろう。」⁸⁸⁾ また、シュミット Kurt Schmitt も、雇用創出政策の成功は政治に対する信頼の回復と法の保障の確立にかかっていると指摘した⁸⁹⁾。こうした工業界の要請に対してナチ党指導部はようやく7月に入ってから具体的な対応を示すことができた。すなわち、ヒトラーは7月6日「ナチ革命の終了」を宣言し、翌7日には百貨店攻撃の禁止令をヘス Rudolf Heß に公布させ、さらに、ナチ党中間層翼の中心人物であるヴェーゲナーをライヒ全権委員の職から解任したのである⁹⁰⁾。「平穏と秩序」を約束するこれら一連の措置に対して、「ドイツ工業全国身分団」(Reichsstand der Deutschen Industrie)⁹¹⁾は7月15日蔵相シュヴェリーン・フォン・クロージクに書簡を送り、「全国身分団は、これに加入する団体・企業に対する働きかけや公示の伝達を通してライヒ政府によって開始された失業克服事業の促進を図ることを義務と考えている」と伝え⁹²⁾、ナチ雇用創出政策に協力するための前提条件が整えられたことを満足の意をもって確認した。こうした展開を踏まえて、ドイツ工業全国身分団は7月

87) Rede Siemens auf der Generalversammlung der Siemens & Halske AG vom 25. 2. bis 3. 3. 1933, in: *Der deutsche Volkswirt* v. 3. 3. 1933, S. 688.

88) Besprechudg mit Industriellen am 29. 5. 1933; Bl. 357.

89) *Ibid.*, Bl. 360.

90) Erklärung Hitlers vor den Reichsstatthaltern am 6. 7. 1933, in: *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender 1933*, S. 170; Anordnung von Heß vom 7. 7. 1933, in: H. Uhlig, *op. cit.*, S. 111; H. A. Winkler, *op. cit.*, S. 5.

91) 「ドイツ工業全国身分団」は1933年6月14日「ドイツ工業全国連盟」と「ドイツ使用者団体連合」が合同して結成された。Vgl. M. Wolffsohn, *op. cit.*, S. 200.

92) Schreiben Herles am RFM vom 15. 7. 1933, in: BA, R2/18825.

中旬ピーツィシュ Albert Pietzsch を委員長とする雇用創出問題特別委員会を設置し、雇用創出政策に積極的に取り組む姿勢を示した⁹³⁾。そして、1933年秋以降この特別委員会の活動を基礎にして資本集約的公共事業を中心とする雇用創出政策路線が人工業の側から要求されてくるのである⁹⁴⁾。

ところで、ラインハルト計画の立案段階において、雇用創出政策の路線をめぐる大工業の立場はその内部において必ずしも一様でなかった。電機・化学工業を中心とする輸出関連工業は、国際的競争力を強化することに利害関心を持ち、生産費用の縮減を可能とする間接的雇用創出政策の優先的实施を要求した。たとえば、ドイツ商工会議は1933年2月初め経済政策に関する覚書をライヒ政府に提出したが、そこに挙げられた要求カタログ、すなわち、①輸出維持のための「自由主義的」通商政策、②民間経済力を強化するための減税（例：パーペン計画の租税証券制度の継続）、③公共支出の削減から成る要求カタログには、私経済のイニシアティブによる景気回復を優先させ、国家による直接的雇用創出を拒否する立場が明確に示されている⁹⁵⁾。また、ジーメンスの次の発言はそうした立場を卒直に表明したものである。「国内における雇用創出は輸出に代るいかなる代替物をももたらすことができない。それは、限られた期間にわずかな人々に労働とパンを与えることができるだけであり、そのための財政上の可能性は非常に狭められており、将来に負担を残すという古くからの過ちが繰り返えされるだけである」と⁹⁶⁾。これに対して、重工業は、間接的雇用創出政策が工業全体にもたらす景気浮揚効果を基本的に承認しつつも、同時に、直接的雇用創出政策のなかで重工業に重点的に注文をもたらす公共事業に強い関心を示した。その代表的例としてライヒ鉄道の事業を指摘することができる。

93) M. Wolffsohn, *op. cit.*, S. 204.

94) Vgl. A. Pietzsch, Arbeitsbeschaffung. Grundsätzliche Betrachtungen über Volkswirtschaft, in: *Arbeitsbeschaffung und Marktordnung. Tagung des Ausschusses für Allgemeine Wirtschafts- und Sozialpolitik des Reichsstandes der Deutschen Industrie am 18. 10. 1933*, o. O. 1933, S. 5-37.

95) D. Petzina, Hauptprobleme der deutschen Wirtschaftspolitik 1932/33, in: *VfZ* 15 (1967), S. 41.

96) Rede Siemens, S. 688.

たとえば、合同製鋼のペンスゲン Ernst Poensgen は1933年3月29日付のテュッセン Fritz Thyssen 宛の書簡のなかで、1933年度のライヒ鉄道の事業予算額が1930年度より43%、32年度より10%減少し8億 RM にとどまる見透しであると述べて、ライヒ鉄道の事業発注高が30年度の実績まで回復することが重工業にとって決定的に重要であるとする立場から、33年度にはさらに6億 RM の追加事業が必要であると指摘した。そして、機械工業の諸団体とともにこの問題に関する委員会を設置して、追加事業の重要性をヒトラーに訴えることを提案した⁹⁷⁾。

以上でみたように、雇用創出政策の「優先問題」をめぐる大工業内部の路線は必ずしも一致していたわけではない。しかし、少なくとも確認しうるのは、大工業が民生的・労働集約的公共事業を中心とする直接的雇用創出政策に優先権を与えず、むしろその景気浮揚効果に対して懐疑的であったことである。こうした立場はライヒスパンク総裁シャハト Hjalmar Schacht の次の発言に集約的に示されている。「壕を掘り、砂を運搬し、道路に砂利を敷くなどという緊急救済事業は経済のテコ入れという目的にとってほとんど何の役にも立たない。」⁹⁸⁾ また、5月末のヒトラーとの会談の席上でテュッセンは経済政策の目標を雇用創出ではなく資本創出に置くべきであると述べ、具体的な政策として利子率引下げと「合目的的」信用拡張を提案した⁹⁹⁾。これに対して、シュミットの見解はより明快であった。シュミットは「国家がそのイニシアティブ、立法、経済市場への影響力を行使して行いうることは決して決定的なことではありえない」と指摘して、「私経済の優位」を重視する立場から政府主導の直接的雇用創出を批判した¹⁰⁰⁾。

雇用創出政策をめぐる大工業の要求のうち間接的雇用創出政策はラインハル

97) Schreiben Poensgens an Thyssen vom 29. 3. 1933, in: BA, R43II/536, Bl. 73 f.

98) Rede Schachts auf der Generalversammlung der Reichsbank am 7. 4. 1933, in: *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender 1933*, S. 94.

99) Besprechung am 29. 5. 1933, Bl. 367.

100) Ibid., Bl. 359.

ト計画において部分的に実現された。すなわち、ヒトラーは5月31日の閣議において企業に対する1932年度の課税水準を今後5年間凍結することを約束すると同時に¹⁰¹⁾、更新投資に対する減税措置を第1次ラインハルト計画に盛り込むことによって間接的雇用創出の要求に応じたのである。後者の減税措置の実現には機械工業のインシアティヴが決定的な役割を果たした。すなわち、ドイツ機械製造工場協会 (Verein Deutscher Maschinenbau-Anstalt) は4月18日減価償却促進のためのプランをライヒ政府に提示したが、ラインハルト計画の減税措置はそれを基礎として立案されたのである¹⁰²⁾。ただし、ドイツ機械製造工場協会が新規投資に対する税制上の優遇措置を求めたのに対して、ラインハルト計画では、労働市場政策上の配慮を優先させる立場から、減税の対象が更新投資に限定されたことは前節にて明らかにしたとおりである。さらに、7月15日の「租税軽減法」(Gesetz über Steuererleichterung) は、①工場建築物の修繕・補修に支出された費用の10%を所得税・法人税の査定から控除できること、②新製品の発明および新しい生産方法に対する所得税・営業税等の減税の実施を定めた¹⁰³⁾。この「租税軽減法」は、経済相がフーゲンベルクからシュミットに交代したあと、新経済相シュミットのインシアティヴに基いて立案されたものである。ところで、これら一連の減税政策がまずもって大工業の経済的利害を配慮した結果であったことは疑いないとしても、ラインハルト計画全体からみれば副次的プログラムであったといわなければならない。ナチ党指導部は、先に考察された経済的および内政的諸条件に規定されて、大工業がその実施に消極的であった民生的・労働集約的公共事業プログラムをナチ雇用創出政策の基本路線として打ち出さねばならなかったからである。そのかぎりでは、1933年のナチ雇用創出政策において大工業の利害貫徹の余地が大きかったとしてラインハルト計画を大工業主導の経済政策であったと捉えるテーゼは、一定の修正が必要である。むしろ、一連の減税政策は、直接的雇用創出を中核と

101) Vermerkung über die Chefbesprechung am 31. 5. 1933, Bl. 222.

102) M. Wolffsohn, *op. cit.*, S. 278.

103) Gesetz über Steuererleichterung vom 15. 7. 1933, in: *RGBl*, I 1933, S. 491-2.

するラインハルト計画を実行することとひきかえに大工業に与えられた一種の「代償政策」であったといえよう。

III 結 び

以上で検討した主要な論点を要約すれば次のとおりである。

ナチ党指導部は、すでに権力掌握直後より、再軍備体制を確立して「東部生存圏」を奪取する計画を政治的・軍事的戦略目標に設定したが、ドイツ再軍備が国際的に禁止されている状況のもとで軍備拡充を推進するにはさしあたりその隠れ蓑として雇用創出プログラムを利用することが好都合と考えられた。1933年前半期にナチス以前の雇用創出政策の枠内において民生的雇用創出から軍事的雇用創出へ重点を移動させることに成功したかぎりにおいて、再軍備の偽装というナチ党指導部の政策意図は一定程度実現されたといえよう。しかし、レジームの政治的課題が権力の奪取からその定着へ移行する段階に至って、ナチ党指導部は社会諸集団の利害が複雑に交錯し対抗し合う経済政策の領域においてナチス独自の政策プログラムを提示する必要に迫られた。それは、ドイツ経済が直面する経済不況を克服するための具体的な処方箋と展望を与えるものでなければならず、また、その意味で、ナチ政府の現状変革の意思と実行能力を問うものであった。こうした関連のなかでラインハルト計画がナチスの雇用創出プログラムとして打ち出され、そこでは基本的に「失業の量的減少」の原則が優先され、労働集約的・民生的公共事業に政策の重点が置かれた。ナチ党指導部がラインハルト計画の立案過程においてその軍事政策的戦略目標を優先させることは困難であった。一方で、労働市場における失業の緩慢な減少および地方財政の危機的狀態に直面していたからであり、また他方で、労働組合組織解体後の労働者層の政治的統合問題および1933年春以降のナチ党中間層翼の権力政治における進撃に対する政治的対応の必要性という内政的課題に取りまなげなければならなかったからである。これらの経済的および内政的諸要因は、ナチ党指導部がその軍事政策的意図をラインハルト計画の枠内で実現しうる政

策選択の余地を狭隘化する制約条件として作用した¹⁰⁴⁾。その意味で、ラインハルト計画の歴史的意義は、経済的再軍備政策との機能的連関からだけでは捉えきれず、むしろ、ナチ・レジーム確立過程の初期局面においてナチ党指導部が直面し早急な解決を要請された諸問題に対する経済政策上の戦術的対応という内政的連関から捉えられるべきであろう。ナチ政府は失業対策において「日に見える成果」を速やかに達成することによって新政府の政策立案・遂行能力を実証してみせることが何よりも重要であった。この課題を果たしたときはじめて、営業中間層・労働者大衆向けのナチスプロパガンダを「ビラと演説によるプロパガンダ」から物質的内実をともなった真の政治プロパガンダへ高めることができたのである。まさしく、ラインハルト計画を中核とする雇用創出政策は、ナチ・レジーム初期における社会安定化政策としての機能を有するものであったといえよう。

ナチ政府は、ラインハルト計画の公共事業プログラムを1933/34年冬期(12月—3月)に重点的に実施し、年間を通じて失業者がもっとも増加する冬期に

104) ナチ党指導部の政策意図とその実現を規定する歴史的諸条件との関連をめぐるとの問題は、本稿の課題設定における基本的な出発点であったが、近年ふたたび開始された「ナチ・レジームにおける独裁者ヒトラーの役割と位置」をめぐるとの論争の焦点をも形成している。この論争の発端となった福音派アカデミー主催のシンポジウム「歴史学における個人と構造」(1976年開催)におけるモムゼン Hans Mommsen と ヒルデブランド Klaus Hildebrand との間で行われた激しい討論を参照されたい(K. Hildebrand, Nationalsozialismus oder Hitlerismus? in: *Persönlichkeit und Struktur in der Geschichte*, hrsg. v. M. Bosch, Düsseldorf 1977, S. 55-61; H. Mommsen, Nationalsozialismus oder Hitlerismus? in: *ibid.*, S. 62-71)。この問題は、その後、1979年5月にロンドンドイツ史研究所主催のシンポジウム「ドイツ第三帝国の支配構造と社会」において、ヒトラーの役割の「意図主義」的把握(“Intentionalismus”)に立つヒルデブランドらの立場と、「機能主義」的把握(“Funktionalismus”)を主張するモムゼン、メーソン Tim Mason らの立場との重要な対立点として、より全面的に展開された(シンポジウムの報告集である *Der “Führerstaat”: Mythos und Realität*, hrsg. v. G. Hirschfeld u. L. Kettonacker, Stuttgart 1981, bes. S. 23-97 を参照)。また、第39回ドイツ歴史家大会(1980年3月ヴェルツブルクにて開催)のパネルディスカッション「ナチズム研究における残された諸問題」(司会、ヴィンクラー Heinrich A. Winkler)においても、ブラッハー Karl Dietrich Bracher, ヒルグラーバー Andreas Hillgruber, イェッケル Eberhard Jäckel とモムゼン、シーダー Wolfgang Schieder との間で再度この問題をめぐって論争が行われた。なお、以上の論争について山口定氏の紹介と整理がある。山口定「ファシズム・『近代化』・『全体主義』—政治史研究における理論と実証の交錯—『政治学と隣接諸科学の間』(年報政治学1980), 167-196ページ。

前年比 36.7%減の成果を挙げてこの困難な時期を乗り越え、その後ラインハルト計画実施 1 年後の 1934 年 6 月には 1933 年 6 月と比較して約 218 万の失業者減少（44.8%減）の実績を残すことができた。こうした雇用創出政策の成果は、ナチ政府がその統治能力と統治責任を具体的な形態で大衆に示すのに十分であったといえよう。いまやナチ党指導部は、1934 年春を画期として経済政策を転換し、その後「レーム事件」を経て確立された伝統的権力エリート（大工業・国防軍）との二元的支配体制を基礎として、「メフォ手形」を槓杆とする再軍備政策を本格的に開始するのである。

（1982.5.26 稿）